議案第６２号

上越市板倉保養センター条例の一部改正について

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例

上越市板倉保養センター条例（平成１６年上越市条例第１１２号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１４条関係）

<table>
<tr><th colspan="5">区分</th><th>単位</th><th>上限額</th><th>摘要</th></tr>
<tr><td rowspan="6">ゑしんの里やすらぎ荘</td><td colspan="2" rowspan="2">浴室</td><td colspan="2">中学生以上</td><td rowspan="2">１人</td><td>６５０円</td><td rowspan="2">・和室の宿泊利用者及び３歳未満の乳幼児は、無料とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">小学生以下</td><td>３５０円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">和室</td><td rowspan="2">宿泊利用</td><td rowspan="2">８畳</td><td>中学生以上</td><td rowspan="2">１人</td><td>５，６７０円</td><td rowspan="3">・飲食料金を除く。
・未就学児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金の上限額は、別に定める額とする。</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>４，２８０円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日帰り利用</td><td colspan="2">８畳</td><td rowspan="2">１室４時間まで</td><td>２，４２０円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">１５畳</td><td>４，４００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">やすらぎゲートボール場</td><td>１面１時間につき</td><td>５３０円</td><td>・ゑしんの里やすらぎ荘の利用者は、無料とする。</td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。